



自転車の幼児用座席に乗せることができる 子どもの年齢制限が改正されました！

令和2年11月13日に石川県道路交通法施行細則の一部が改正され、16歳以上の運転者が自転車の幼児用座席に乗せることができる幼児の年齢制限が変わりました。

どのように改正したの？

改正前 「6歳未満の者」



改正後 「小学校就学の始期に達するまでの者」

※小学校就学の始期とは…小学校に就学する年度の4月1日

	誕生日	誕生日	誕生日
	5歳	6歳	6歳
	幼稚園・保育園など	幼稚園・保育園など	小学生
改正前	乗れる	乗れない ❌	乗れない ❌
改正後	乗れる	乗れる	乗れない ❌

注 意 点

- 1 自転車の幼児用座席は、製品ごとに体重の上限や目安の身長が定められているので、使用前に製品の使用基準を確認しましょう。
- 2 幼児用座席に乗るときは、ヘルメットの着用とシートベルトの装着を行いましょう。
- 3 安全ルールを守り、より慎重に安全な運転を心掛けましょう。

ツイッターを運用しています。フォローお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】



◇ 毎月1日、15日（土・日・祝の場合、翌平日）に新情報を配信します。

◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。（アドレス www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/）

（交通法令・制度等についてはこちら
アドレス www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/trafficsafety/trafficsafety05/）

